

学士課程教育における自己点検とその改善に関する年次報告書（総評）

法学部

1. 評価結果一覧

自己点検・評価単位	分析 項目 1-1-1	分析 項目 2-1-1	分析 項目 2-1-2	分析 項目 2-2-1	分析 項目 2-2-2	分析 項目 3-1-1	分析 項目 4-1-1	分析 項目 4-2-1	分析 項目 4-2-2	分析 項目 5-1-1	分析 項目 5-1-2	分析 項目 5-2-1
法学部	⑤	④	⑤	④	⑤	⑤	④	④	⑤	⑤	④	⑤

自己点検・評価単位	分析 項目 6-1-1	分析 項目 6-2-1	分析 項目 6-3-1	分析 項目 6-3-2	分析 項目 6-3-3	分析 項目 6-4-1	分析 項目 6-4-2	分析 項目 6-4-3	分析 項目 6-5-1	分析 項目 6-6-1	分析 項目 6-6-2	分析 項目 6-6-3
法学部	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤

自己点検・評価単位	分析 項目 6-6-4	分析 項目 6-6-5	分析 項目 7-1-1	分析 項目 7-1-2	分析 項目 8-1-1	分析 項目 8-1-2
法学部	④	④	⑤	⑤	⑤	⑤

(⑤十分に適合する ④適合する ③やや適合する ②余り適合しない ①適合しない)

2. 評価結果に対する総評

法学部は、東広島キャンパスで実施する昼間コースに4プログラム（公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム、法曹養成プログラム及び Law and Politics プログラム）、東千田キャンパスで実施する夜間主コースに1プログラム（法政総合プログラム）を有している。そのうち、公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム、法政総合プログラムについては、カリキュラム上共通項が多く、切り離して評価せず、関連のある項目がまとめて決定されることが少なくない。また、Law and Politics プログラムについては、入学時に一定の入試成績のものがプログラムを選択することができるようになっており、現在まで所属学生は0名である。令和2年度に開設した法曹養成プログラムについては、令和3年度にプログラム選択が可能となり、現在の所属学生は10名（令和3年度末時点）である。以上のことから、プログラムを総括している学部を評価の単位とするほうが実態に即していると判断する。

領域1は、教育研究上の基本組織に関する基準であり、法学部として、東広島と東千田の2キャンパスで、しかも昼・夜間の両方の時間帯で開講し、さらに公共政策・ビジネス法務・法曹養成・法政総合・Law & Politicsの5つの科目群（プログラム）に編成した専門教育科目を提供している。一方、令和3年度の法学部の専任教員は、令和3年9月末退職教員が1名、新規に採用された教員が6名となっており、令和3年5月1日の時点で33名である（別表1に記載している人数（42名）には、年次報告書作成の定義として他大学で専任教員として勤務していない「民間の実務者教員等の客員教員」は「専任教員等」としてカウントする旨指示があるため、9名の民間の実務者教員等の客員教員を含んでいる）。専任教員数は令和2年度より4名増えているが、（人事手続上の問題から遅延された）令和元年度の退職者の補充が2名、3年任期の育成助教が2名である。そのうえ、令和元年度から令和3年度の3年間でみれば、専任教員（客員教員を除く）は4名増加しているが、その増加分は、育成助教4名、テニユアトラック教員2名の補充であるため、実際テニユア付きの教員数は減少しているといえる。任期3年の育成助教が大学院生や学部学生の指導教員にすることは難しく、学内行政を担わせるのも困難であり、任期内の他大学への転出も予想される。テニユアトラック教員6名についても、外国人（2名）・若手教員の新規採用が多いため、テニユアの審査基準である（法学専門ではあまり先例のない）英語論文の執筆等とともに積極的な学内行政や学外活動を求めるのが実質困難である。したがって、テニユアトラック教員らがテニユアを獲得するまでは、法学部として安定的な教育・研究を行う教員数の確保ができていないと言いがたい。学部の人件費ポイントの決定権は既に無く、また組織の改編によって、今後の人事の進め方にどのような変化が発生するのか必ずしも明瞭でないことが、学部の将来構想の迅速な実現への妨げとなっている。このことを前提にして、新たな教育研究体制の構築を図っていく必要がある。今後の人事についての見通しが立たず、どの退職者ポストの補充が可能なのかについての判断ができないなかで、暫定的な見通しに基づいて、カリキュラムや履修基準等の小幅な再編を行ってきたが、将来構想に基づく大胆な再編作業は膨大な労力と現職教員との綿密な協議なしにはできないものであるため、完結できていない。令和4年度も引き続き作業を行っているが、学生の教育に滞りがあってはならないので、現員で可能な範囲で、カリキュラムを構築し、実施する必要がある。また、法学部では東広島、東千田それぞれのキャンパスにおいて教育を実施する必要がある。この2キャンパスで、コロナウイルス感染状況によって大学の行動指針のレベルに沿って、通常時は対面式、レベルが上がれば非対面式での講義や演習を滞りなく行い、しかも十分に機能しているのは、ひとえに各教員の熱心な努力によるものである。しかし個々の教員の努力でできることには限界があるため、教育資源再配分を行いながら、法学部として必要な教育を実施するために最大限の努力を払っている。

領域2は、内部質保証システムに関する基準である。学生の授業改善アンケートや卒業時アンケート、企業、官庁からの卒業生についての評価の聞き取りの結果を、教員個人にフィードバックしていくことが必要であり、このための努力を行っている。

領域3は、教育情報等の公表に関する基準である。これについては英語版シラバスの作成が

行われているほか、学部ウェブページで、教育研究活動に関する情報が公開されているとともに、お知らせ掲示などの充実も図っている。学部ウェブページについては英語のみならず、中国からの留学生に対応することを前提として、中国語版のサイト構築を準備している。このことについては平成 28 年度からの課題としていまだに中国語版のサイトを構築できていないが、中国からの留学生を増加させることは、学部として喫緊の課題であり、3 + 1 プログラムによる優秀な学生を法学部に牽引するために重要であるため、引き続き取り組んでいく。

領域 4は、施設及び設備並びに学生支援に関する基準である。特に、分析項目 4-2-1 については、学生団体である法学部ゼミナール連絡会議と教職員との懇談により、学生目線に立った支援を充実させることや、指導教員等の適切なチュータリングにより、近年増加してきている留学生の孤立を防ぐための取組を実施してきている。

領域 5は、学生の受け入れに関する基準である。アドミッションポリシーに基づき、昼間コース、夜間主コースともに学部入試委員、法学部長を中心とした学部長室会議にて入試方式等の検討・検証をおこなっており、多彩な入試方式（一般選抜前期日程（昼：110 名・夜：10 名）、後期日程（昼：25 名・夜：5 名）、広島大学光り輝き入試Ⅱ型（昼：5 名）、国際バカロレア型（昼・夜：若干名）、社会人型（夜：15 名）、フェニックス型（夜：若干名）、外国人留学生（昼：若干名）、編入学（昼：10 名・夜：10 名））を採用し、入学定員を満たしている。

領域 6は、教育課程と学修成果に関する基準である。これについては教育課程の内容と水準、さらには成績評価と卒業認定に係る審査体制はほぼ基準を満たしているが、分析項目 6-4-3（成績分布の組織的確認）と分析項目 6-6-4（進路先からの意見聴取）については取り組みが十分と言えず、改善計画を記した。

令和 2 年度から令和 3 年度にかけては新型コロナウイルスの影響のため、教育効果について ICT 環境を利用した教育活動について、検証する十分な時間もなく、オンラインによる授業を実施することとなった。オンライン授業による教育効果への影響については改めて見定め、反省をふまえたうえで、今後必要とされる教員側の知識や技術について FD 等を通じて共有していかなければならない。また、ICT 環境を一層活用することで新たな教育方法の開発、そのような教育方法を取り入れた授業方法の改善について、長期的に取り組むことが必要である。

また、学生に対する教育効果を上げる方法として、より一層の少人数教育を目指すことが望ましいが、領域 1 の項で述べたとおり、全体的にテニユア付きの専任教員数が減少している状態でこれを実施することは非常に困難であり、安定的な教員の確保が現実的でないことに鑑みれば、教育効果を向上させるための手段としても、ICT 環境の活用が必要不可欠である。

学生による授業改善アンケートの内容を教員側が積極的に取り入れつつ、学部として漸進的に教育方法、内容の改善を図っていく。

領域 7は、教育の国際性に関する基準である。令和 3 年度は留学生の入国、再入国が政府の水際対策により制限されていたため、受入についてもオンラインで行うなど、十分に行うことができなかったが、指導教員・チューター及び学生支援室、グローバル化推進グループなどの関係部署と適切な体制を組んで実施した。入国できない留学生が受講する授業の担当教員に向

けて、オンライン対応による配慮依頼を学部長名で依頼を行うなど、学生の不利益にならないよう支援をおこなった。

領域8は、リカレント教育の推進に関する基準である。法学部では、夜間主コースにおいて社会人入試を行っているほか、広島県行政書士会との司法研修に関する覚書を締結しており、司法研修に必要な授業科目を履修するために科目等履修生制度を活用している。